

象の方は、

一昨年度と比べて保険料額が増額となります。

ります。また、税制改正に伴う経過措置

得等の金額が変わった場合は、

所得段階が変わることがあ

課税状況や所

(激変緩和措置)

0

ています。ご本人や世帯の方の市町村民税の

保険料は平成18年中の所得等をもとに所得段階を決定

【ご協力をお願いします】

付となります。

問合先

険環境課

医療介護保険係

65

0 9 7

か、

福

岡県

介護保険広域連合

事業課資格管理

係 1

092

6

43.7055)まで

護

保険環境 課

介 医療介護保険係

成 1<u>2</u> 年度の介護保険料が決定

料が決定しましたので、 介護保険第1号被保険者 決定通知書を8月上旬に郵送します。 (65歳以上) の平成19年度の介護保険

年金天引きの場合(特別徴収 納付方法

なります。 を 10 12、 年間の保険料額より4、 ·間の保険料額を8月から3月までの8回で納 2月の3回の年 6 金天引き(特別徴収)で納付と 8月 0) 納付 額を除い 付と た額

納付書、口座振替で納付の場合(普通徴収

なります。 合は、 平成19年10 8 9月の2回のみ納付書、 月から、年金天引き(特別徴収 もしくは口 開始となる場 :座振替で納

※

段階 対象者 年間介護保険料 生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で 本人及び世帯全員が市町村民税非課税の方 1 38,736 円 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合 2 38,736 円 計所得金額の合計額が80万円以下の方 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合 3 58,104 円 計所得金額の合計金額が80万円を超える方 本人が市町村民税が非課税の方 4 77,472 円 (世帯の中に市町村民税課税者がいる) 本人が市町村民税課税で 5 96,840 円 合計所得金額が200万円未満の方 本人が市町村民税課税で 6 116,208 円 合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 本人が市町村民税課税で 7 135,576 円 合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 本人が市町村民税課税で 8 154,944 円 合計所得金額が400万円以上の方

8月13日 (月)	はら歯科医院 伊岐須296 ☎22·3517	藤田歯科医院 綱分740の7 ☎82·3237
8月14日 (火)	ひぐちファミリー歯科 幸袋140の1 ☎ 22·1281	みかも歯科医院 有井334の12 ☎82·4682
8月15日 (水)	渕上歯科医院 片島1丁目2番19号 ☎ 22·0647	ぶんの歯科医院 平塚87の1 ☎72·2235

社団法人 飯塚歯科医師会

お盆 当番医

当番

医 休

ر 12 時

み 嵵 間 ഗ 揻 9 時 科

(ひまわりの里) 健康づくり係